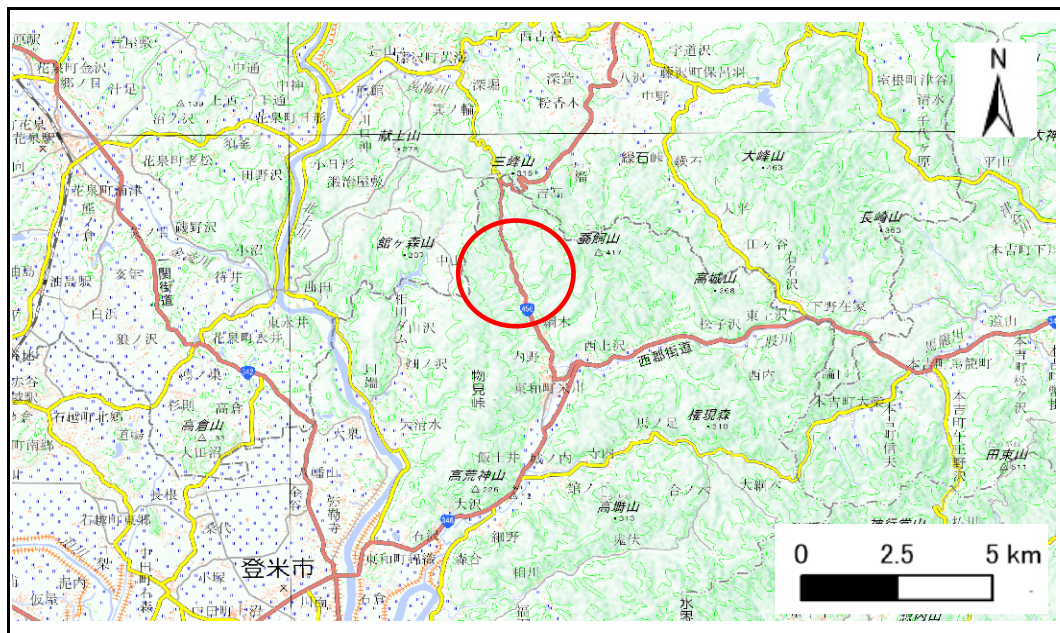


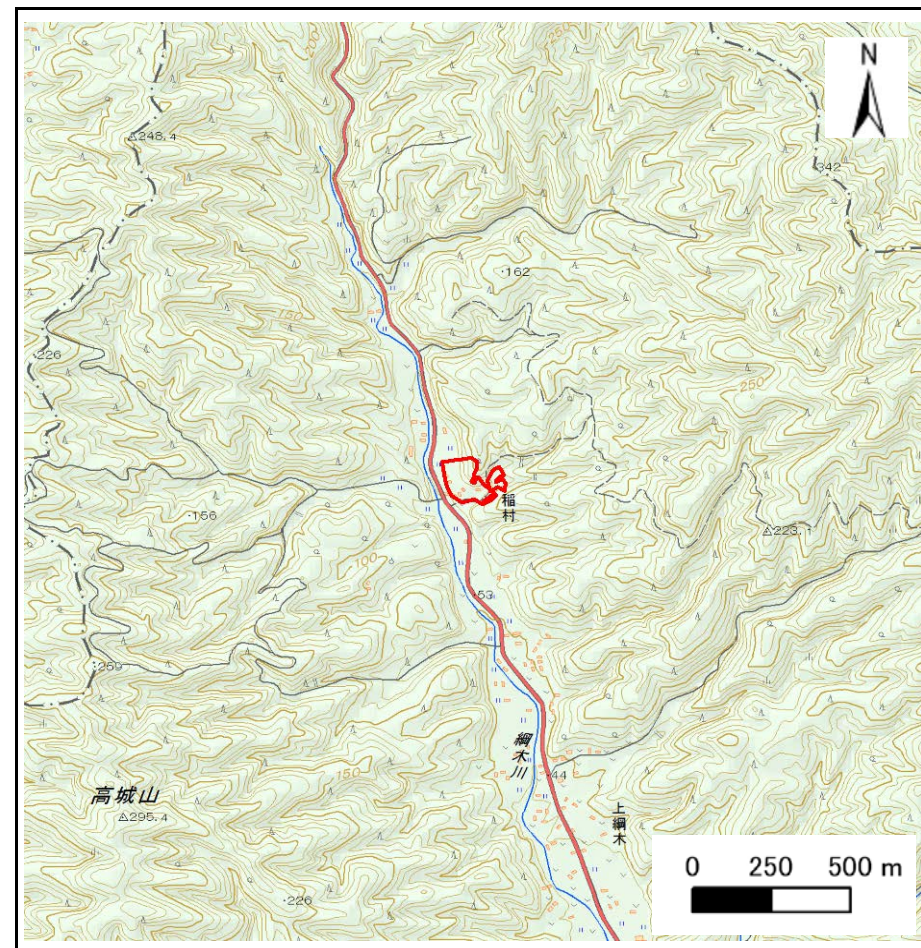
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第269号
告示年月日	令和2年3月31日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-1716-2
箇所名	東綱木の1-2
所在地	登米市東和町米川東綱木
調査機関	東部土木事務所登米地域事務所



概況図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第560号)

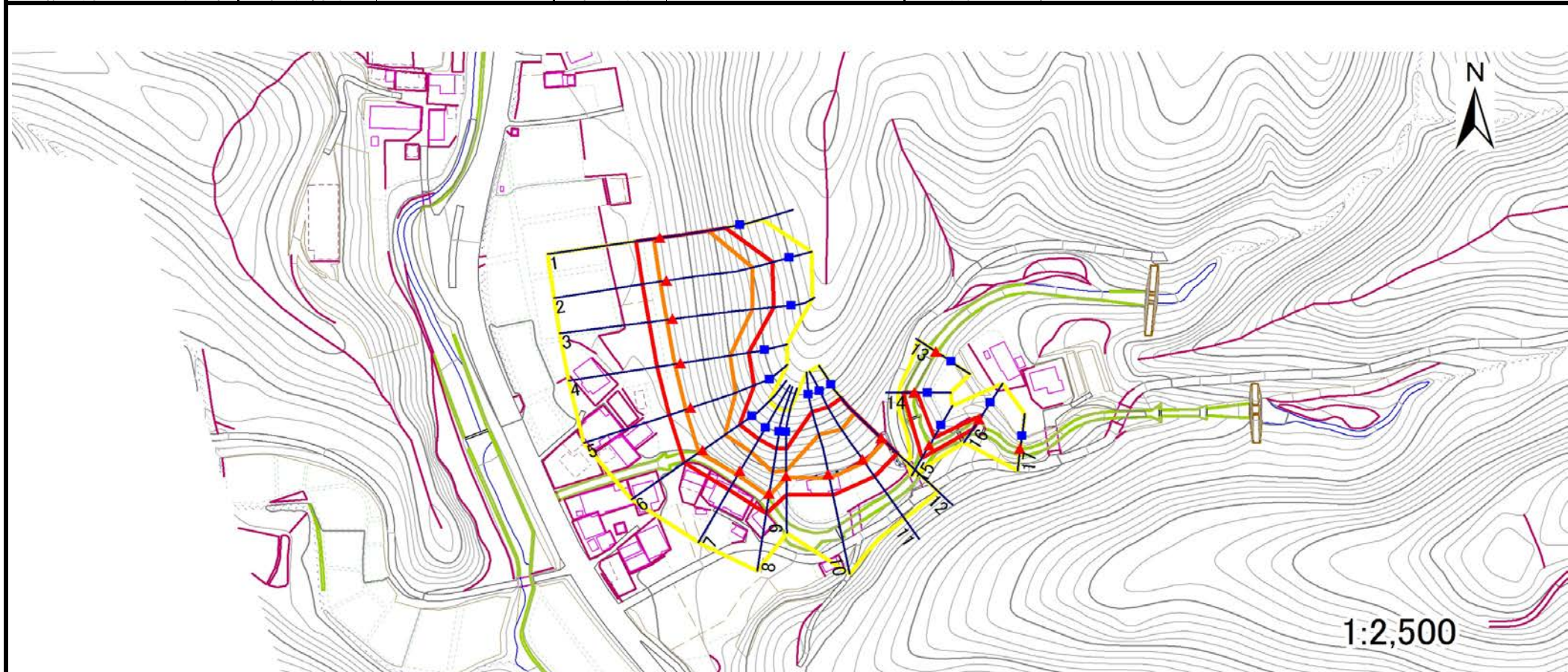
## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第269号
告示年月日	令和2年3月31日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度      令和元年度

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅱ-自-1716-2	箇所名	東綱木の1-2	所在地	登米市東和町米川東綱木
---------	------	------------	-----	---------	-----	-------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)	■
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	■
	■
それ以外の区域	■

凡例	■	上端	—	横断測線
	▲	下端		

### 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第269号
告示年月日	令和2年3月31日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅱ-自-1716-2	箇所名	東綱木の2	所在地	登米市東和町米川東綱木
---------	------	------------	-----	-------	-----	-------------

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
1 ~ 2	145.67	1.00	100.00	1.00	-	-	14.97	2.96	~								
2 ~ 3	144.27	1.00	100.00	1.00	-	-	14.89	2.95	~								
3 ~ 4	142.56	1.00	100.00	1.00	-	-	14.83	2.93	~								
4 ~ 5	142.25	1.00	100.00	1.00	-	-	14.62	2.89	~								
5 ~ 6	138.12	1.00	100.00	1.00	-	-	12.93	2.56	~								
6 ~ 7	133.40	1.00	100.00	1.00	-	-	12.18	2.41	~								
7 ~ 8	133.40	1.00	100.00	1.00	-	-	12.18	2.41	~								
8 ~ 9	119.93	1.00	100.00	1.00	-	-	10.80	2.14	~								
9 ~ 10	128.68	1.00	100.00	1.00	-	-	12.45	2.46	~								
10 ~ 11	128.68	1.00	100.00	1.00	-	-	12.45	2.46	~								
11 ~ 12	132.50	1.00	100.00	1.00	-	-	12.84	2.54	~								
13 ~ 14	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
14 ~ 15	-	-	62.24	1.00	-	-	10.07	1.99	~								
15 ~ 16	-	-	84.43	1.00	-	-	8.68	1.72	~								
16 ~ 17	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								